

損害保険会社 各位

＜制度運営管理者＞
熊本県学用品販売株式会社
代表取締役 松山 伸二

熊本県教職員自動車保険「団体扱」要件等に関する改定のお知らせ

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。熊本県教職員自動車保険団体扱の募集においては格別のご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、昨年4月1日、地方公務員改正法により「団体扱」要件の改定を行ったところですが、「臨時的任用職員」「会計年度任用職員」等の方については、その雇用形態や雇用期間、勤務条件等の理由により、「団体扱」対象外との判断に至りました。

また、令和元年の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する」法律により、従来の「代理店による」「公立学校組合証」提示要求による「職員番号」取得が不可となりました。

一方、弊社は、団体扱の「制度運営管理者」として照会票の点検を行ってきましたが、これまで記入者が「代理店での記入」となっていたことから、一部の代理店より極めてずさんな内容の照会票が弊社に送付され、「団体扱」の可否に相当の時間を要する事態となっています。

そこで、こうした状況を受け、2021年4月1日より、「**団体扱**」要件の一部改訂、「**お客様本人による団体扱要件の点検**」、「**お客様本人による必要事項の記入**」をお願いすることに致しました。貴社においては、こうした状況をご理解頂き、代理店様への説明とご指導を宜しくお願い致します。

敬具

I 下記の「団体扱」要件を満たす場合は、お客様ご自身でレ点をして下さい。（代理店記入不可）

- ①市町村立の小学校、中学校、義務教育学校に勤務する教職員であること
注：任期の定めがある「臨時的任用職員」「会計年度任用職員」等の方は、団体扱はできません。
- ②再任用者(上記①の方で定年退職後、引続き勤務されている方)
注：「引続き」とは、定年退職日より空白日が無く勤務している状態です。
- ③給与支払者が「熊本県」又は「熊本市」であること

上記の「団体扱」要件を全て満たす方は、IIのお客様情報をご記入下さい。

II お客様情報のご本人による記入（代理店記入不可）

- ① 所属(学校名)
- ② ご契約者名
- ③ ご契約者住所
- ④ 生年月日
- ⑤ 職員番号(7桁)

III お問い合わせ

ご不明の点がある場合は、お客様より「制度管理運営者」へご連絡下さい。担当者不在の場合は、後日、ご連絡致します。

IV 代理店様へのお願い

官公署団体扱の契約の適正運営を図る為、「制度運営管理者」においてご契約の可否を判断致します。その為、少なくともご契約日の*平日7日前には、「団体扱照会票」を弊社宛までFAX下さい。

*平日とは、土曜・日曜の他に、「国民の祝日・休日」、振替休日、年末年始、ゴールデンウィーク、8月の盆休等に該当しない、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日を弊社の平日とします。